

医政医発0510第1号
平成24年5月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記について、平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は平成24年4月1日から適用し、平成23年4月26日医政医発第0426第1号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、平成23年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 地域種別について

指導医経費等の地域種別の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 1種地域

離島その他のへき地及び沖縄県に所在する病院又は診療所とする。

なお、離島その他のへき地に所在する病院又は診療所とは、次のいずれかの地域に所在する病院等とする。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項、第33条第1項及び同条第2項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域

- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の（3）に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は1種地域とする。

（2）2種地域

1種、3種、4種及び5種地域以外に所在する病院又は診療所とする。

（3）3種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当3種の地域に所在する病院又は診療所のうち、給与法第11条の3第1項の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙1参照）

（4）4種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当4種の地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙1参照）

（5）5種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当5種の地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙1参照）

（6）3種地域、4種地域、5種地域に区分される区市町に所在する1種地域に該当する地域については1種地域として取り扱うこととする。

2 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費の取扱いについて

1種地域及び2種地域で産婦人科及び小児科での宿日直研修を行った場合については、医師不足地域宿日直研修事業経費を申請するものとする。

3 へき地診療所等研修支援経費における補助対象の取扱いについて

へき地診療所等研修支援経費の補助対象については、診療所、又は、100床未満の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限

る。)とし、当該研修が必修科目の「地域医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所等が基幹型臨床研修病院（基幹型相当大学病院を含む。以下「基幹型病院」という。）と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所等で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項、第33条第1項及び同条第2項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「基幹型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

4 臨床研修指導医確保事業経費における補助対象の取扱いについて

- (1) 臨床研修指導医確保事業経費の「人口10万人当たり医師数が全国値を上回る二次医療圏」とは、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成22年12月31日現在）の医師数（医療施設の従事者総数）と、「住民基本台帳に基づく人口」（平成23年3月31日現在）を用いて算出した人口10万人当たり医師数が全国値を上回る二次医療圏を指すものとする。（別紙2参照）
- (2) 研修プログラム作成経費は、次に該当する作業を行った場合に補助対象とする。
 - ① 新たな研修プログラム作成のための企画・連絡調整等
 - ② 既存の研修プログラムの変更（協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院・診療所）の追加等）のための企画・連絡調整等

- (3) 派遣指導医経費は、中核病院が指導医を医師不足地域の中小病院に派遣し、研修医を指導する場合、または医師不足地域の中小病院が、連携している中核病院の研修指導方法を学ぶため、当該病院に指導医を派遣した場合に補助対象とする。

5 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として基幹型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

6 補助金を交付しないことがある場合の取扱いについて

(1) 補助金の全部又は一部を交付しないことがある場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

- ア 診療報酬の不正請求
- イ 補助事業の虚偽報告
- ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

- ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
- イ 研修医が関係する重大な医療ミス
- ウ 労働関係法令の重大な違反
- エ 研修プログラムに定められていない病院で研修医が診療に従事した場合 等

(2) 全額を交付しないことがある場合

臨床研修病院の指定取り消し又は指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

(3) その他

(2) 以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

7 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

- ① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の基幹型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、基幹型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

- ② 基準額の算定の基礎となる研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。
また、研修医数は、研修医延人数を12で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。
なお、現に臨床研修病院又は大学病院において研修する研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、積算には含めないこととする。
また、原則として臨床研修を開始した日の属する月から起算して24月を超える期間についても同様とする。ただし、やむを得ない理由により臨床研修を休止又は中断した者が臨床研修を実施する場合の当該休止又は中断した期間については、この限りでない。
- ③ 妊娠、出産、育児、傷害その他正当な理由により臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とすることができる。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となる。（参考資料参照。臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて（平成21年6月30日付け各地方厚生局健康福祉部医事課長宛事務連絡））
- ④ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。
研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。
- ⑤ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。
- ⑥ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。
なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。
また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。
- ⑦ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、1月当たりの上限を指導医が研修医と当直する当直とオンコール体制による当直を合わせて計4回までとする。

⑧ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

① 他の補助金で対象経費として計上したものは、本補助金の対象経費には計上しないこと。

また、指導医の人件費計上において、研修医の指導と通常診療業務などの業務量により、按分して計上しても差し支えない。

なお、人件費については事業主が負担する健康保険料、共済掛金、雇用保険料及び労災保険料等については臨床研修費等補助金の補助対象とならないので留意すること。

② へき地診療所等研修の対象経費としている旅費については、へき地診療所等において、研修を受けるために必要となる交通費及び宿泊費とし、以下の経費も含めて差し支えないものとする。

ア. 当該研修のために滞在する宿舎からへき地診療所等への通勤に要する交通費

イ. 当該研修期間中、休診日を利用して、帰宅等をするために要する交通費

ウ. 当該研修開始前日の宿泊費

エ. 継続して滞在するために要す、へき地診療所等休診日の宿泊費

③ 宿日直研修事業の対象経費について、補助対象となる施設において実施する研修回数分の経費を計上することができる。

別紙 1

都道府県	市町村	地域種別
北海道	札幌市	3種
宮城県	仙台市、名取市、多賀城市	3種
茨城県	取手市、つくば市	5種
	水戸市、土浦市、守谷市	4種
	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、龍ヶ崎市、筑西市	3種
栃木県	宇都宮市、鹿沼市、小山市、大田原市	3種
群馬県	前橋市、高崎市、太田市	3種
埼玉県	和光市、さいたま市、志木市	5種
	鶴ヶ島市	4種
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市、熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町	3種
千葉県	成田市、印西市、船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	5種
	千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市	4種
	茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市、野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	3種
東京都	特別区、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	5種
	三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市	4種
	武蔵村山市	3種
神奈川県	鎌倉市、厚木市、横浜市、川崎市、海老名市	5種
	藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、横須賀市	4種
	平塚市、秦野市、小田原市、三浦市、三浦郡葉山町	3種
富山県	富山市	3種
石川県	金沢市	3種
福井県	福井市	3種
山梨県	甲府市	3種
長野県	長野市、松本市、諏訪市	3種
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	3種
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市、浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	3種

都道府県	市町村	地域種別
愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市	5種
	豊明市	4種
	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町	3種
三重県	鈴鹿市	4種
	津市、四日市市、桑名市、名張市、伊賀市	3種
滋賀県	大津市、草津市	4種
	守山市、栗東市、彦根市、長浜市	3種
京都府	京都市	4種
	宇治市、亀岡市、京田辺市、向日市、相楽郡木津町	3種
大阪府	大阪市、守口市、門真市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市	5種
	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	4種
	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町	3種
兵庫県	芦屋市、西宮市、宝塚市	5種
	神戸市、尼崎市	4種
	伊丹市、三田市、姫路市、明石市、加古川市、三木市	3種
奈良県	天理市	5種
	奈良市、大和郡山市	4種
	大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町	3種
和歌山県	和歌山市、橋本市	3種
岡山県	岡山市	3種
広島県	広島市	4種
	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	3種
山口県	周南市	3種
香川県	高松市	3種
福岡県	福岡市	4種
	北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町	3種
長崎県	長崎市	3種

別紙 2

都道府県	二次医療圏
北海道	札幌、上川中部
青森県	津軽地域
岩手県	盛岡
宮城県	仙台
秋田県	秋田周辺
山形県	村山
福島県	県北
茨城県	つくば
栃木県	県南
群馬県	前橋
千葉県	千葉、安房
東京都	区中央部、区南部、区西南部、区西部、区西北部、 北多摩南部
神奈川県	横浜南部、川崎南部、湘南西部、相模原
新潟県	新潟
富山県	富山
石川県	石川中央
福井県	福井・板井
山梨県	中北
長野県	松本
岐阜県	岐阜
静岡県	西部
愛知県	名古屋、尾張東部
三重県	中勢伊賀
滋賀県	大津
京都府	京都・乙訓
大阪府	豊能、三島、南河内、大阪市
兵庫県	神戸、阪神南
奈良県	東和、中和
和歌山県	和歌山、御坊
鳥取県	西部
島根県	松江、出雲、浜田
岡山県	県南東部、県南西部
広島県	広島、東広島、呉
山口県	宇部・小野田、下関

都道府県	二次医療圏
徳島県	東部 I、南部 I
香川県	高松、中讃
愛媛県	松山
高知県	中央
福岡県	福岡・糸島、久留米、有明、飯塚、北九州
佐賀県	中部
長崎県	長崎、佐世保、県央
熊本県	熊本、芦北
大分県	東部、中部
宮崎県	宮崎東諸県
鹿児島県	鹿児島
沖縄県	南部